

4 安全安心なくらしをめざす

- 4-1 命とくらしを守る防災体制の整備
- 4-2 水を守る安定した上下水道の整備
- 4-3 命を守る消防救急体制の充実
- 4-4 くらしの安全安心の推進



政策4-1 命とくらしを守る防災体制の整備

4-1-1 地域防災計画など各種計画や防災マップを適切に更新し、防災・減災体制を充実します。

防災計画の充実

地域防災計画の定期的な見直し

各種計画の整備・充実

防災マップの改訂

4-1-2 関係機関と連携し、被災リスクを低減させる社会基盤を計画的に整備します。

災害に強い社会基盤づくり

社会基盤の防災対策の強化

社会基盤の適正な管理

関係機関との連携強化

4-1-3 防災対策の充実や防災意識の向上に取り組み、災害対応力を強化します。

防災対策の充実と意識の向上

自主防災組織の強化

災害時の情報連絡体制の充実

防災備蓄品・資機材の充実

防災意識の啓発と防災教育の推進

政策4-2 水を守る安定した上下水道の整備

4-2-1 水源などの危機管理対策や老朽管の更新を進め、安定供給をめざします。

水源、水質、水量の安定供給の確保

水源、水質、水量の安全確保

安定供給の確保

災害時の水の確保

4-2-2 下水道や浄化槽の普及に努めるほか、下水道施設の安定した運転をめざします。

汚水処理事業の継続と水洗化普及

下水道事業の普及促進

浄化槽事業の普及促進

下水道施設の更新

4-2-3 減価償却費や企業債を圧縮するとともに、経営状況に合わせた料金改定を行います。

上下水道事業の健全経営

経営の管理・監視

資産及び負債の圧縮

未収金の解消



政策4-3 命を守る消防救急体制の充実

4-3-1

消防施設・設備と
組織の充実

消防施設や設備の計画的更新を進め、また消防職員・団員の適正配置・強化に努めます。

消防施設等の整備

消防車両、装備、水利の充実

消防体制の整備

4-3-2

救急体制の強化

高度化する任務に対応するべく救急救助業務を充実・強化し、救命率の向上に努めます。

救急業務の高度化の推進

救助業務の充実強化

4-3-3

防火意識・救命知識
の向上

防火意識や救命知識の向上のため、予防点検や組織育成、技術普及を推進します。

予防対策の推進

民間の防火組織の育成指導

応急手当の普及啓発

政策4-4 くらしの安全安心の推進

4-4-1

犯罪の防止と
交通安全の推進

関係機関・団体と連携し、犯罪や交通事故の防止、意識啓発、環境整備に努めます。

防犯環境の整備

防犯意識の啓発・高揚

交通安全環境の整備

交通安全意識の
啓発・高揚

4-4-2

くらしの相談体制の
充実

安全安心なくらしを維持するため、関係機関・団体と連携し、相談体制の充実に努めます。

消費者保護と活動の推進

相談窓口の充実

相談員の情報共有

み
ど
りし
ご
とま
ち
な
みく
ら
しい
き
い
きま
な
びち
ょう
み
ん



4-1-1

防災計画の充実

重点施策5

現状と課題

斜里町地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて斜里町の防災に関する基本事項を定め、これまでも幾度となく修正を重ねてきていますが、東日本大震災などの発生を受けて大幅改訂された国や道の防災計画との整合性の確保や、新しい災害知見の反映、きめ細かな災害対応方法の記載などの観点から、見直し作業を進めていく必要があります。

また、近年、地域防災計画をより具体化した個別計画の充実も要請されているものの、未整備なものも多く、新規に策定していく必要があります。

防災マップも重要な防災情報が記載されたものであるため、災害リスクに関する新しい知見が認められたり、避難情報などに変更が生じた場合には、改訂を行い、最新の状態を維持することが求められています。

目的・目標

斜里町地域防災計画を頂点とする各種防災計画や防災マップを定期的に見直しまたは新規に策定し、防災・減災体制を充実します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	地域防災計画の定期的な見直し	斜里町地域防災計画を現場実態に則した実効的なものとするよう、定期的な見直しを行います。	参加・協力・連携・協働 中
2	各種計画の整備・充実	要援護者避難計画、津波避難計画、業務継続計画、避難所運営マニュアル、行政職員初動マニュアルなど、地域防災計画を補完する各種計画やマニュアルを整備し、充実します。	参加・協力・連携・協働 中
3	防災マップの改訂	災害リスクに関する新しい知見や、避難方法などに関する修正事項が発生した場合には、地域住民の意向を踏まえつつ、防災マップの改訂を適宜行い、住民周知を図ります。	参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	アンケート調査による「防災・災害対策」の満足度	2.97pt (H24)	3.10pt	3.25pt



4-1-2 災害に強い 社会基盤づくり

現状と課題

斜里町は、全国的に見れば災害が少ない地域とはいえ、昭和56年や昭和63年、平成4年の大雨・洪水災害、平成6年の北海道東方沖地震などにより、何度も災害に見舞われてきました。




様々な行政機関による社会基盤整備の結果、年々改善されてきていますが、洪水から住宅や農地を守る河川堤防の整備や、公共施設の耐震強化、津波避難対策の充実などが求められているほか、既存の社会基盤の適切な維持管理や更新、被災時のバックアップ体制も必要となっています。

そのため、災害が起きうることを前提に、関係機関とも連携をしながら社会基盤の整備を進め、被災のリスクを確実に低減させていくことが課題となっています。

目的・目標

被災リスクを低減させるためには、社会基盤の整備・充実が不可欠かつ効果的であることから、関係機関と連携しつつ、計画的な整備を進めていきます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	社会基盤の防災対策の強化	橋梁や公共施設など社会基盤の耐震強化や、避難誘導看板の整備、より安全で円滑な避難経路の確保など、防災・減災に資する対策の強化を計画的に推進します。	 参加・協力・連携・協働 小
2	社会基盤の適正な管理	排水機場や指定避難所など、防災・減災につながる施設・設備の適正な管理に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
3	関係機関との連携強化	はん濫河川堤防の早期完成や、道路、電力、通信などライフラインのさらなる安定・強化のため、関係機関・団体・地域住民と連携し、整備を促進します。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	指定避難所の耐震化率の向上	57.1%	65%	70%



4-1-3 防災対策の充実と意識の向上

現状と課題

災害に備え、被害を最小化するためには、自主防災組織における活動を促進させ、自助や共助を促す防災意識・対策が欠かせません。自発的に訓練を重ねる防災組織がある一方、組織化に至らず行政や自治会、民生委員活動などの既存の枠組みに依存する地域も見られることから、大規模災害発生時への対応が十分とは言えない状況にあります。





行政から住民への情報伝達の点でも、昨今の情報技術の発達を踏まえて、従来の防災無線や広報車による周知から、メール配信などの情報伝達手段を活用し、多様化させていくことが求められています。

さらには、万一の被災時への対策も向上させる必要があり、避難所の運営や防災備蓄品の充実など、住民の安全確保や安心感の醸成にも努めていかなければなりません。

目的・目標

各種防災計画に記載の事項を災害時に確実に実行するため、防災対策の充実や防災意識の向上に取り組み、減災および災害対応力の強化をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	自主防災組織の強化	自主防災組織は、避難や要援護者の補助、避難所の運営などに関する重要な役割が期待されることから、自主防災組織活動の強化および支援に努めます。	 参加・協力・連携・協働 大
2	災害時の情報連絡体制の充実	事前警戒や、津波時や洪水時の緊急避難の呼びかけ、被災時の情報周知など、町民や観光客への情報連絡手段や体制の充実に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
3	防災備蓄品・資機材の充実	災害時の円滑な初期対応を図るために必要な防災資機材を備蓄します。また、災害時協定などにより、関係機関・団体・事業所などとの連携に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中
4	防災意識の啓発と防災教育の推進	広報紙や防災マップなどを通じて、正しい知識や防災意識の啓発を行うとともに、教育機関と連携した防災教育を推進し、各機関・団体・組織の自主的な防災訓練の実施を促します。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	自主防災組織の組織率	65% (24/37)	81% (30/37)	100% (37/37)
2	「ほっとメール@しゃり」の登録者数	1,900人	2,200人	2,500人



4-2-1 水源、水質、水量の安定供給の確保

現状と課題

上水道事業（斜里地区）及び簡易水道事業（ウトロ地区）は来運及びウトロ高原にて取水を行っていますが、無人化による管理のため、水源や配水池へ人や動物が侵入しうる現状にあり、危機管理対策としては万全とは言えません。




また、来運配水池の増設やウトロ浄水場の整備により平常時の供給水量や水質は確保されていますが、数十年経過した老朽管が多く存在しているため、地震時の安定供給や水質保持、漏水対策を行う必要があります。

目的・目標

水源の監視体制や侵入対策など危機管理体制の見直しを行い、老朽管の更新や複線化などにより、災害時における水道水の安定供給をめざします。

また防災訓練や広報などを通じ、災害時の対応方法などについて行政と町民で共有を図ります。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	水源、水質、水量の安全確保	他自治体の水源管理方法などを参考にし、水道管理者以外の水源池等侵入防止対策を検討します。また、道条例による水資源保全区域の指定について検討し、営利目的・投機目的による土地の売買から水源池を守ります。	
2	安定供給の確保	脆弱な老朽管を更新し、複線化を図ることで、日常の漏水事故などの回避に努め、安定供給を行います。また、無水地区の飲料水安定確保のための対策を支援します。	
3	災害時の水の確保	地震等の災害に備え、配水施設の耐震化や老朽管の更新を行います。また、町民や関連団体と防災訓練等を行うとともに、近隣自治体との防災訓練により行政間での連携を図り、有事における対策を講じます。	

成果指標

		H25	H30	H35
1	年間の漏水箇所数	18箇所 (H24)	20箇所 以下	20箇所 以下

み
ど
り

し
ご
と

ま
ち
な
み

く
ら
し

い
き
い
き

ま
な
び

ち
ょう
み
ん



4-2-2 汚水処理事業の継続と 水洗化普及

現状と課題




河川や海の環境保全に向けた水質向上のため、公共下水道事業（斜里地区：S62より、ウトロ地区：H14より）及び浄化槽整備事業（H4より）が行われていますが、下水道事業（斜里地区、ウトロ地区）は、居住の無い地区を除き、未普及地区はほぼ解消されたものの、下水道未接続の建物が多く残る状況にあります。また、供用開始から30年近くが経過したことから処理場などの老朽化施設の更新が必要となっています。

また、浄化槽事業は計画対象区域の人口に対し3分の2程度が未設置となっており、普及率を向上させる必要があります。

目的・目標

生活環境の維持・向上のため、下水道や浄化槽の普及に努めます。また、老朽化した施設等を計画的に更新することによって、下水道施設の安定した運転をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	下水道事業の普及促進	下水道処理区域内(下水道接続可能な地区)における下水道未接続者に対し、各戸訪問などにより接続に向けた要請を行い、未接続者の解消を図り、水洗化率の向上に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	浄化槽事業の普及促進	国庫補助金を有効に活用しながら浄化槽設置・整備に必要な補助・資金貸付事業を継続し、浄化槽設置数の向上を図ります。	 参加・協力・連携・協働 小
3	下水道施設の更新	長寿命化計画に基づき国庫補助金や企業債を有効に活用しながら、財政負担を最低限に保ち、処理場等の更新を計画的に行います。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	下水道の水洗化率	87.8%	89%	90%
2	浄化槽設置世帯数	360世帯	400世帯	460世帯



4-2-3 上下水道事業の健全経営

現状と課題

上下水道整備事業は、大型投資を行う場合があり、多額の財源が必要となるため、起債（企業債）等により財源を確保している現状にあります。

その結果、将来負担が増加し、健全経営のためには負債圧縮が不可欠となっていますが、そのために定期的に事業計画の見直しを行い、料金改定などの検討を行う必要があります。




また、未収金については、経営を圧迫しないよう効率的な解消に努める必要があります。

目的・目標

公営企業会計では料金収入等を主とした独立採算が求められるため、経営状況に合わせた料金改定を行います。

また、健全経営のために減価償却費や企業債を圧縮するほか、未収金は回収に向けた様々な手法を用いながら、他の徴収部門と連携して取り進めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	経営の管理・監視	経営評価を通じた予算・決算管理をし、経営状況に合わせた料金の見直しを定期的に行います。また、様々な媒体で公表することにより経営状況の透明化を図ります。	 参加・協力・連携・協働
2	資産及び負債の圧縮	効率的な整備計画を策定し、最大限の整備効果を発揮しながら、建設事業費や企業債発行額の抑制や、借換制度の活用を行い上下水道事業の健全経営に努めます。	 参加・協力・連携・協働
3	未収金の解消	電話催告・書面催告・面談・支払能力の調査を継続し、さらには訴訟や給水停止措置を行い、未収金回収に努めます。また、他の税目と連動した回収を行うことによる効率的かつ一体的な徴収を継続します。	 参加・協力・連携・協働

成果指標

		H25	H30	H35
1	借入額の返済額に対する割合	65.9% (H24)	80%	80%

み
ど
り

し
ご
と

ま
ち
な
み

く
ら
し

い
き
い
き

ま
な
び

ち
ょう
み
ん



4-3-1

消防施設・設備と
組織の充実

現状と課題

東日本大震災以降、防災拠点となる施設の安全性が問われていますが、現在の消防署庁舎は、建設から52年が経過し老朽化が著しく、耐震性も低いため、大規模地震発生時には庁舎自体が被災し、救命救助活動に支障が出るおそれがあります。

さらに、消防・救急車両も購入から20年以上経過した車両が多く、修理部品の入手が困難になりつつあり、緊急時の車両トラブルの可能性がやや高い状況にあります。

人員体制においては、消防の整備指針で望まれる消防力には達していないため、職員及び団員の安定的な確保と強化が求められています。

現状の消防救急体制を今後も保持し、町民の要望に応じていくためには、施設や組織体制を改善していく必要があります。

目的・目標

迅速かつ確実な消防救急救命業務を行うため、消防施設や設備の計画的な更新を進めるとともに、消防職員および団員の確保や適正配置、強化に努めていきます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	消防施設等の整備	老朽化が著しい消防署庁舎等の改築や、法定改修時限をむかえるデジタル無線 [*] の整備など、施設・設備の整備を計画的に進めます。	参加・協力・連携・協働 小
2	消防車両、装備、水利の充実	老朽化した消防車両や装備、資機材の計画的な更新を進めるとともに、消防水利設備の維持及び充実に努めます。	参加・協力・連携・協働 小
3	消防体制の整備	消防の整備指針で望まれる消防力の確保をめざし、消防職員や団員の補充対策および適正配置、ならびに研修や訓練機会の充実に努めます。	参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	消防水利の面積充足率	66.9%	70%	75%
2	消防団員の充足率	93.7%	96.5%	100%



4-3-2

救急体制の強化

現状と課題

高齢化社会の進展などに伴って、救急需要が拡大しつつあると同時に、高度な救命処置を行える高規格救急車やドクターヘリの活用、救急救命士の配置などによって、救命率を向上させることへの社会的要請も年々高まっています。



このような変化に対応していくために、救急救命士の配置や訓練・再教育、医療機関やドクターヘリ運航団体との連携が不可欠であります。

また、救助業務も拡充し高度化しているため、救助隊員には強靱な肉体と精神、技術、知識が要求され、十分な訓練計画と資機材を充実していく必要があります。

目的・目標

救急要請が増加し、任務内容も高度化する救急救命業務に対応するため、救急救助体制を充実・強化し、救命率の向上に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	救急業務の高度化の推進	高度で迅速な救命処置が可能な高規格救急自動車やドクターヘリを活用できるよう体制を整備し、特に救急救命士の研修・育成に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	救助業務の充実強化	高度化する救助現場に対応するため、救助隊員の育成と資機材の整備を計画的に進めます。	 参加・協力・連携・協働 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	認定救命士(薬剤投与)資格者数	11名	16名	21名



4-3-3 防火意識・救命知識の向上

現状と課題




火災を未然に防ぐためには、危険物の日常的な点検や、消防用設備、火災警報器の設置などが欠かせません。消防署員による立入調査や改善指導は行われているものの、定期点検が不十分な防火対象物も見受けられ、各家庭での火災警報器の普及も十分に進んでいない状況にあります。

また、緊急時の自助・共助の観点から、防火組織への育成指導や火災予防の普及啓発活動、応急手当の技術研修なども重要であり、関係機関や団体、事業所、自治会などと連携をしながら、一層普及を進めていく必要があります。

目的・目標

町民の防火意識や救命知識の向上のため、防火予防対策や消防設備の設置・点検、防火組織の育成指導、応急手当技術の普及啓発を推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	予防対策の推進	防火対象物・危険物施設への立入調査や、消防用設備・住宅用火災警報器の設置促進、定期点検指導など、火災予防の啓発活動を推進します。	 参加・協力・連携・協働 中
2	民間の防火組織の育成指導	火災のない安心なまちをめざすため、自治会の自主防災組織や、民間の防火組織、事業所、一般住民などと連携し、防火組織の育成指導やマニュアル作成、避難訓練活動を推進します。	 参加・協力・連携・協働 大
3	応急手当の普及啓発	救急車到着前の応急手当の有無が救命率に大きく影響することから、町内事業所、教育機関、団体などと連携して、応急手当技術の普及啓発に努めます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	住宅用火災警報器普及率	58.8%	60%	65%
2	救急講習受講者数	705人	750人	750人



4-4-1 犯罪の防止と交通安全の推進

現状と課題

犯罪による被害を防ぐためには、防犯に対する意識づくりとともに犯罪の起きにくい環境づくりを行っていく必要があります。このことから自治会連合会との連携で街路灯の状況をはじめとする地域の状況確認を実施することにより、住民の目配りによる犯罪発生抑制が図られています。しかし、近年高齢者が関わる犯罪が増加していることや、都市型犯罪が全国的に増加傾向にあるなど犯罪の種別も変遷していくことから、町民を加害者にも被害者にもさせないため、引き続き多くの地域住民に防犯意識を定着、徹底させていくことが課題となっています。

また、交通安全憲章の精神に則り、交通安全に関する指導、教育、啓発など自治会や学校等と連携しながら行っていますが、学校生徒の交通事故防止に成果を見せるも高齢運転者の交通事故が増加していることから、高齢者の交通安全対策が課題となっています。

目的・目標

国、北海道、警察、地域自治会と連携、協力しながら町民を犯罪及び交通事故の加害者にも被害者にもさせないため、意識高揚と環境整備を図り、減少に努めます。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	防犯環境の整備	地域との連携による継続的な環境点検及び確認を行います。	参加・協力・連携・協働 中
2	防犯意識の啓発・高揚	警察との連携を強化するとともに、町内団体との連携、出前講座などで犯罪に対する意識の啓発、高揚を高齢者層を重点としながら図ります。	参加・協力・連携・協働 大
3	交通安全環境の整備	国、北海道、警察、自治会等と連携を取りつつ、適切なスクールゾーンの設置や補修等といった各種交通安全施設の維持、整備を行います。	参加・協力・連携・協働 中
4	交通安全意識の啓発・高揚	街頭啓発とパトロール等の啓発活動と合わせ、幼稚園、保育園(所)、小中学校や老人クラブ等での交通安全教室を実施します。	参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	町内犯罪件数	52件	39件	26件
2	交通事故数	358件	330件	300件
3	死亡事故件数	3件	0件	0件



4-4-2

暮らしの相談体制の
充実

現状と課題




情報化社会の発達により消費者として自らを守るに必要な情報を自分自身で得やすくなっていますが、そのような手段を持たない高齢者の消費生活相談が多くなっています。今後いかに高齢者の消費被害を防止できるかが課題となっています。

また、町民の社会生活を守っていくため、国、北海道、町、各団体等が相談事業を推進しており、それぞれに年間を通じ内容に応じた相談が寄せられています。しかし、相談者に対し、より一層きめ細やかで柔軟な対応をするため、可能な限りそれぞれの相談員、職員が担う相談情報を共有し、連携を図っていくことが課題となっています。

目的・目標

安心、安全なくらしを維持していくため、また、町民が健やかに生活できるよう各団体、機関等と連携強化を図ります。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	消費者保護と活動の推進	主に高齢の消費者が生活していく上での不安を解消するため、出前講座、老人クラブ等への啓発活動を継続して行います。	 中
2	相談窓口の充実	相談事業を推進し、相談者の不安を取り除き、不利益を被らない対応を行っていきます。また、専門的な知識を必要とする案件に対応できるよう、弁護士による無料法律相談を継続して開催します。	 小
3	相談員の情報共有	それぞれの相談員相互の情報共有及び連携を図るため定期的に情報交換会を開催し、円滑な相談処理体制の充実を図ります。	 小

成果指標

		H25	H30	H35
1	消費者被害数	0件	0件	0件
2	消費者相談件数	24件	60件	100件